

第 9 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 6 年 2 月 26 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 203 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	9 時 25 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠 席	9	新 井 健 一	出○席 欠 席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠 席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠 席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠 席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠 席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠 席	12	田 口 隆 一	出○席 欠 席
	5	高 澤 克 芳	出 席 欠○席	13	宮 崎 薫	出○席 欠 席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠 席			
	7	太 田 実	出○席 欠 席			
8	間々田英治	出○席 欠 席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪	中村彰男	出○席 欠席
	②			⑫	堀口晴義	出席 欠○席
	③			⑬		
	④			⑭	宇田川はる江	出○席 欠席
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	寺田正彦	出○席 欠席
	⑦			⑰	島寄典緒	出○席 欠席
	⑧			⑱	荻原増夫	出○席 欠席
	⑨			⑲	諸貫達也	出○席 欠席
⑩			⑳	木村民夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	小林誠
					次長	広田敦史
					主査	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 『議案第1号』 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、川島委員、太田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、2件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、鴻巣市北根〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する野字中島〇〇番、地目：畑、1,000㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道行田蓮田線の東に位置する農振農用地でございます。</p> <p>なお、こちらの場所は現在施工中の鴻巣・行田土地改良区の区域内であり、申請地は換地予定地となっております。</p> <p>次に進行番号2でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する埼玉字二丁野通〇〇〇〇番〇、地目：田、484㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。小針クリーンセンターの北東に位置する埼玉地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p>
	<p>議長</p>	

『議案第 2 号』 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。
	事務局次長	次に、『議案第 2 号』農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の 1 ページをお願いします。議案第 2 号は、1 件となっております。 進行番号 1 でございますが、川口市在家町〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん外 1 名が、伯父である持田〇〇〇番地〇〇 〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇番〇、地目：田、4 0 m ² 外 1 筆、計 4 2 3 m ² について、住宅を建築したいとして令和 5 年 1 2 月 1 4 日付けで許可を受けておりますが、権利の種類を「使用貸借」から「贈与」に変更し、併せて共有名義から単独名義に変更するものでございます。 理由としましては、銀行からの借入により自分名義の土地に抵当権が設定されることが分かり、それならば贈与するという事になったものでございます。また、贈与に伴い、名義も単独にしたものでございます。 場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。西中学校の南に位置する持田地内の集落内農地でございます。 また、この計画変更は、只今説明した変更事項を承認するものであって、今回は権利の種類が変わることからあらためて許可を取得する必要があり、次の議案第 3 号でご審議いただく予定になっております。 以上、説明とさせていただきます。
	議長	事務局から議案第 2 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	(なし) ご意見、ご質問がないようですので議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
『議案第 3 号』	議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。 次に、『議案第 3 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたし

<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長</p>	<p>ます。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は、8件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、先程議案第2号でご審議いただいた案件の許可申請になります。川口市在家町〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、持田〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇番〇、地目：田、40㎡ 外1筆、計423㎡について、贈与により住宅1棟、121.82㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、川口市内の借家で家族と共に生活しておりますが、生活と共に荷物も増え何かと手狭になってきたことから、住宅の建築を計画したところ、実家に近い本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。西中学校の南に位置する持田地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、熊谷市妻沼〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、利田〇〇〇番地 〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する利田字内郷通〇〇〇番〇、地目：畑、446㎡について、売買により住宅1棟、72.87㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、熊谷市内の借家で家族と共に生活しておりますが、独立した住居を構えたいと土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。正福寺の北に位置する利田地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、訂正がございます。建築面積と延床面積が逆になっておりまして、正しくは建築面積が72.87㎡、延床面積が129.45㎡となります。お手数ですが訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。それでは説明に入らせていただきます。</p> <p>比企郡滑川町大字月輪〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが、越谷市越ヶ谷〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇 〇さんが所有する野字中道〇〇〇番〇、地目：畑、325㎡について、売買により住宅1棟、72.87㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、夫名義の住宅で生活しておりますが、夫の勤務の関係や子育て等も考え、実家の近くに転</p>
---------------------------------------	--------------	--

居しようとして土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。国道17号バイパスと県道行田蓮田線に挟まれた野地内の集落内農地でございます。

なお、現在所有している住宅につきましては、既に不動産業者と専任媒介契約を締結しており、売却することになっております。

次に進行番号4でございますが、緑町〇番〇〇号-〇〇〇号 〇〇 〇〇〇さん外1名が、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する若小玉字勝呂〇〇〇〇番〇、地目：田、16㎡ 外1筆、計41㎡について、売買により住宅1棟、59.20㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供が生まれ、成長するにつれ手狭になってきたことから、住宅の建築を計画したところ、実家に近い本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。元荒川上流土地改良区の東に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、362.95㎡になる予定でございます。

次に進行番号5でございますが、堤根〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇さんが、堤根〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する堤根字青柳通〇〇〇番〇、地目：畑、379㎡について、売買により住宅1棟、92.74㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、堤根地内で家族と共に生活しておりますが、一級河川忍川の調節池工事に伴い公共移転の対象となったことから、移転先を探したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。鴻巣市境に近い堤根地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号6でございますが、小見〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇さんが、小見〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する小見字屋敷通〇〇〇〇番〇、地目：畑、330㎡について、売買により農家住宅の増築及び農業用物置の計2棟、87.30㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内で農業を営んでおりますが、結婚し、家族も増えたことから現在の住宅では何かと手狭であり、また、農機具の置場もなかったことから、住宅の増築及び物置の新築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。眞観寺の北に位置する小見地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、637.97㎡になる予定でございます。

次に進行番号7でございますが、熊谷市高柳〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、城西〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する持田字比丘尼町〇〇〇番、地目：田、1,009㎡について、売買により建売住宅3棟、計139.11㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、熊谷市内に本店を置き、主に不動産業を営んでおりますが、近隣で新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。西中学校の北に位置する持田地内の集落内農地でございます。

次に進行番号8でございますが、大阪府中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇-〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、下須戸〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇さんが所有する下須戸字寺前〇〇〇〇番〇、地目：畑、696㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計132枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が7万9,683kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。太田中学校の西に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。

以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る2月20日、現地調査をしていただいておりますので、新

報告事項	新井委員	井委員にご報告をお願いいたします。 去る2月20日、私と関口委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第3号についての説明及び新井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	(なし) ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。
		次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主査	議案書3ページをご覧ください。 (1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手續きとなっております。
		(1)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、1件の届出があり、転用目的は、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。
	議長	(2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、3件の届出があり、転用目的は、住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。 事務局から「報告事項」についての説明がございました。「報告事項」となりますので、よろしくお願い申し上げます。 以上で、すべての議事についての審議、並びに報告事項につきましては、終了いたしました。 皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝申し上げます。議長職を解かせていただきます。

6 その他	事務局長 会長 主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、会長及び事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震義援金について ・農業委員会に関連する12月市議会一般質問について（ぎょうだ議会だより） ・令和7年4月からの農地の貸し借りについて（農林水産省啓発パンフレット） ・JA 出資型農業法人有休農地再生・活用事業について（リーフレット及び日本農業新聞掲載記事） ・加須農林振興センター管内の受賞・表彰者について（加須農林振興センターだより） ・農業委員活動記録簿の提出について
7 閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、第9回農業委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>（9：25）</p>